

うるま市告示第83号

うるま市経営多角化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

うるま市長 中村 正人

うるま市経営多角化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内事業者の産業の活性化を図るため、うるま市ふるさと応援寄附基金条例(平成28年うるま市条例第31号)に基づき積み立てた基金を活用して、予算の範囲内において、市内事業者の経営多角化事業(以下「事業」という。)に必要な経費に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、うるま市補助金等交付規則(平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 新たな需要へ積極的に対応するため、新商品開発、新サービスの開始、販路拡大、生産性の向上その他経営の多角化を図るための事業
- (2) 同一の内容で重複して国、県、市等の補助金の交付を受けない事業

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) うるま市内に事務所又は事業所を有する者
- (2) 事業の終了後も1年以上うるま市内で継続的な事業を営む者
- (3) 国税、県税及び市税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団が事業主であるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっているとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営しているとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。

- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して計税上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、第8条第1項の規定する交付決定を受けた日から、その日の属する年度の2月15日までとする。

(補助金の上限)

第6条 補助金額は、補助対象経費の10分の8以内の額とし、一の補助対象者当たり100万円を上限とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、経営多角化事業補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請をするに当たって、補助対象者は、消費税及び地方消費税相当額を控除して交付申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助対象者から補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、その旨を、経営多角化事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更交付等承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助決定事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、経営多角化事業補助金変更交付等申請書（様式第3号）に変更内容が確認できる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容に著しい変更があるとき。
- (2) 交付決定額に変更があるとき。
- (3) 事業を中止しようとするとき。
- (4) 事業を廃止しようとするとき。

(補助金の変更交付等承認通知)

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、その旨を、経営多角化事業補助金変更交付等承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(概算払)

第11条 補助決定事業者は、第8条第1項の規定により決定された交付決定額の6割を限度として、経営多角化事業補助金概算払請求書（様式第5号）により、概算払を請求することができるものとする。

- 2 前項により請求する額は、消費税及び地方消費税相当額を控除して請求しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助決定事業者は、事業を完了した日又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して15日以内又は補助金の交付決定の通知があった日が属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、経営多角化事業補助金実績報告書（様式第6号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助決定事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たり消費税及び地方消費税相当額を控除して報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて成果物等の確認を行い、交付すべき補助金の交付額を確定し、経営多角化事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助決定事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(精算払)

第14条 補助決定事業者は、前条第1項に規定する確定通知を受けた後に、経営多角化事業補助金請求書（様式第8号）により補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、第11条又は前条の規定により補助決定事業者から補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、補助決定事業者が次に掲げると認められる場合は、第8条の交付決定又は第10条の承認を取り消すことができる。

- (1) 法令、この告示又はこれらに基づく市長の決定若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助決定事業者に対し、経営多角化事業補助金交付取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助決定事業者に対して、経営多角化事業補助金返還請求書(様式第10号)により返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 市長は、事業により取得した財産(以下「取得財産等」という。)が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過した場合は、規則第18条に規定する市長の承認をするものとする。

2 補助決定事業者は、規則第18条に規定する承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、補助決定事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

4 補助決定事業者は、取得財産等について、事業完了後において善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の経理)

第18条 補助決定事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに当該補助対象事業を完了、中止又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、経営多角化事業補助金交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(うるま市新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業補助金交付要綱の一部改正)
- 2 うるま市新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業補助金交付要綱(令和2年うるま市告示第105号)の一部を次のように改正する。
別表経営多角化事業の項を削る。
(うるま市新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業実施要綱の一部改正)
- 3 うるま市新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業実施要綱(令和2年うるま市告示第129号)の一部を次のように改正する。
別表経営多角化事業の項を削る。

別表（第4条関係）

大項目	小項目	内 容
報償費	謝礼金	事業遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
旅費	旅費交通費	外部専門家等の移動や商品開発、販路開拓等に必要な打合せ、商談に関する交通費等の経費
開発費	—	新商品の開発及び既存商品改良のための試作やパッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
需用費	印刷製本費	事業遂行に必要な広報媒体等の印刷等に要する経費
	資料購入費	事業遂行に必要な図書等を購入するために支払われる経費
委託料	業務委託料 外注費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
賃借料	—	事業遂行に必要な場所・機材等を賃借するために支払われる経費
備品等購入費	機械器具費	事業遂行に直接必要な機械器具・装置等の購入に要する経費
工事・材料費	—	事業遂行に必要な工事及び工事材料等の購入に要する経費
その他	—	上記以外で市長が特に必要と認めた経費

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事 業 者

印

代表者氏名

電 話 番 号

経営多角化事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

事業総額（税込） 円

事業総額（税抜） 円

補助金交付申請額（税抜） 円

事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

2 関係書類

- (1) 企業概要（パンフレット等）
- (2) 事業計画書
- (3) スケジュール表
- (4) 収支予算書
- (5) 誓約書
- (6) 履歴事項全部証明書
- (7) 国税、県税及び市税の納税証明書又は完納証明書

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



経営多角化事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので、うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、通知します。

記

1 事業名

2 決定の内容

交付

不交付

3 交付決定額

円

4 交付の条件

うるま市補助金等交付規則及びうるま市経営多角化事業補助金交付要綱を遵守すること。

5 理由（不交付の場合）

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

印

経営多角化事業補助金変更交付等申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更前補助金交付申請額 円

4 変更後補助金交付申請額 円

注 事業における内容の変更に係る申請に当たっては、変更内容が確認できる書類（変更後の実施計画、予算書等）を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所
事 業 者
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

印

経営多角化事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました補助金
について、うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記
のとおり概算払により請求します。

記

1 概算払請求額 円

2 概算払請求額の内訳

区 分	金 額
補助金交付決定額	
交付済額	
今回請求額	
残 額	

3 振込先

金融機関名及び支店名	
口座の種類	
口座番号	
口座名義人	

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所
事 業 者
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

印

経営多角化事業補助金実績報告書

うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて、実績を報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 精算額 金 円

4 関係書類

- (1) 事業収支決算書
- (2) 領収書等の写し
- (3) 金銭出納簿の写し
- (4) その他参考となる書類（成果物等）

様式第7号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



経営多角化事業補助金額確定通知書

年 月 日付けであった実績報告について、下記のとおり補助金の交付額を
確定しましたので、うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第13条第1項の規定によ
り、通知します。

記

補助金確定額

円

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所
事 業 者
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

印

経営多角化事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額確定通知がありました補助金について、うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 今回請求額 円

2 今回請求額の内訳

区 分	金 額
補助金交付確定額	円
概算払交付済額	円
今 回 請 求 額	円

3 振込先

金融機関名及び支店名	
口座の種類	
口座番号	
口座名義人	

様式第9号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



経営多角化事業補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、交付の決定を次のとおり取り消します。

記

1 事業名

2 取り消す内容及び金額

円

3 取り消す理由

様式第10号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



経営多角化事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交
付決定した補助金について、うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第16条第3項の
規定により、下記の金額を請求します。

記

返還請求金額 円

返還金納入期限 年 月 日

返還方法

返還を求める理由

様式第11号（第17条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事 業 者

印

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知を受けた補助金について、うるま市経営多角化事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）